

改正案	改正前
<p>（副次的に発する電波等の限度）</p> <p>第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。</p>	<p>（副次的に発する電波等の限度）</p> <p>第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。</p>
2 ～ 13 （略）	2 ～ 13 （略）
<p>14 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、五 GHz 帯無線アクセスシステムの無線局、一七・七 GHz を超え一八・七二 GHz 以下及び一九・二二 GHz を超え一九・七 GHz 以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二二 GHz 帯、二六 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二 GHz を超え二二・四 GHz 以下、二二・六 GHz を超え二三 GHz 以下、二五・二五 GHz を超え二七 GHz 以下、三八・〇五 GHz を超え三八・五 GHz 以下又は三九・〇五 GHz を超え三九・五 GHz 以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。</p> <p>（表略）</p>	<p>14 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局</p> <p>（送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局、送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動中継局に限る。）、五 GHz 帯無線アクセスシステムの無線局、一七・七 GHz を超え一八・七二 GHz 以下及び一九・二二 GHz を超え一九・七 GHz 以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二二 GHz 帯、二六 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二 GHz を超え二二・四 GHz 以下、二二・六 GHz を超え二三 GHz 以下、二五・二五 GHz を超え二七 GHz 以下、三八・〇五 GHz を超え三八・五 GHz 以下又は三九・〇五 GHz を超え三九・五 GHz 以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。</p> <p>（表略）</p>
15 ～ 20 （略）	15 ～ 20 （略）
<p>21 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の受信装置については、第二項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。</p>	<p>21 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局 （送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局、送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動中継局に限る。） の受信装置については、第二項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。</p>

(表略)

22 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信(施行規則第四条の四第二項第三号に規定する無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の受信装置については、第二項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
(略)	(略)
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	

(表略)

22 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局、送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動中継局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局、送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動中継局並びに二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信(施行規則第四条の四第二項第三号に規定する無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
(略)	(略)
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	<p>一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局(送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。)</p> <p>ア 基地局の受信装置</p> <p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値</p> <p>イ 陸上移動局の受信装置</p> <p>(1) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベル以下の陸上移動局(送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置</p> <p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(二)七〇デシベル以下の値</p> <p>(2) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超え</p>

る陸上移動局(送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置

任意の一MHzの帯域幅における平均電力が

(二) 六デシベル以下の値

(3) (1)及び(2)以外の陸上移動局(送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置

任意の一MHzの帯域幅における平均電力が

(二) 六デシベル以下の値

ウ 陸上移動中継局の受信装置

(1) 基地局に対する送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動中継局(送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置

基地局からの電波を受信する場合にあつてはイ(2)の規定を、陸上移動局からの電波を受信する場合にあつては第十四項の規定を、それぞれ適用する。

(2) (1)以外の陸上移動中継局(送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置

基地局からの電波を受信する場合にあつてはイ(3)の規定を、陸上移動局からの電波を受信する場合にあつてはアの規定を、それぞれ適用する。

(3) (1)及び(2)以外の陸上移動中継局の受信装置
総務大臣が別に告示する値に適合すること。

二 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・

シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

ア 基地局の受信装置

任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)六十七デシベル以下の値

イ 陸上移動局の受信装置

(1) 送信空中線の絶対利得が四十七デシベルを超えない陸上移動局(送信空中線の絶対利得が一十七デシベル以下の基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置

任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(二)七〇デシベル以下の値

(2) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局(送信空中線の絶対利得が一十七デシベル以下の基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置

任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(三)六十八デシベル以下の値

(3) (1)及び(2)以外の陸上移動局(送信空中線の絶対利得が一十七デシベルを超える基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置

任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(四)六十七デシベル以下の値

ウ 陸上移動中継局の受信装置

(1) 基地局に対する送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動中継局(送信空中線の絶対利得が一十七デシベル以下の基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置

基地局からの電波を受信する場合にあつては

(略)	<ul style="list-style-type: none"> 一 陸上移動局の受信装置 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(二)七〇デシベル以下の値 二 一以外の無線局の受信装置 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(二)六一デシベル以下の値
-----	--

(略)	<ul style="list-style-type: none"> イ(2)の規定を、陸上移動局からの電波を受信する場合にあつては前項の規定を、それぞれ適用する。 (2) (1)以外の陸上移動中継局(送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置 基地局からの電波を受信する場合にあつてはイ(3)の規定を、陸上移動局からの電波を受信する場合にあつてはアの規定を、それぞれ適用する。 (3) (1)及び(2)以外の陸上移動中継局の受信装置 総務大臣が別に告示する値に適合すること。 三 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局 <ul style="list-style-type: none"> ア 陸上移動局の受信装置 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(二)七〇デシベル以下の値 イ ア以外の無線局の受信装置 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(二)六一デシベル以下の値
-----	--

23 ～ 29 (略)

23 ～ 29 (略)

(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十八 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基

第四十九条の二十八 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基

地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ・ロ (略)

ハ 一の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

二 (略)

二 (略)

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、二〇ワット以下(チャネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては、四〇ワット以下)であること。

二 送信空中線は、その絶対利得が~~一七デシベル~~以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

3 第一項の陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、〇・四ワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、~~五デシベル~~以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において(一)三三デシベル(二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を送信する無線設備であつて、チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあつては、(一)三〇デシベル(一ミリワ

地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ・ロ (略)

ハ 一の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること
~~(送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局により通信系を構成する場合を除く。)~~

二 (略)

二 (略)

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、二〇ワット以下(チャネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては、四〇ワット以下)であること。

二 送信空中線は、その絶対利得が~~二五デシベル~~以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

3 第一項の陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、〇・四ワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、~~二五デシベル~~以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において(一)三三デシベル(二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を送信する無線設備であつて、チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあつては、(一)三〇デシベル(一ミリワ

- ットを〇デシベルとする。)以下であること。
- 4 第一項の陸上移動局(中継を行うものに限る。)の無線設備は、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。
- 一 送信装置の空中線電力は、〇・四ワット以下であること。
 - 二 送信空中線の絶対利得は、五デシベル(陸上移動局(中継を行うものを除く。)と通信を行う陸上移動局(中継を行うものに限る。)の無線設備にあつては、二デシベル)以下であること。
 - 三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において(一)三〇デシベル(基地局と通信を行う陸上移動局(中継を行うものに限る。)の無線設備にあつては、(二)三三デシベル)(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。
 - 四 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

5 5 7 (略)

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 一般的条件

イ・ロ (略)

- ットを〇デシベルとする。)以下であること。
- 4 第一項の陸上移動局(中継を行うものに限る。)の無線設備は、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。
- 一 送信装置の空中線電力は、〇・四ワット以下であること。
 - 二 送信空中線の絶対利得は、五デシベル以下であること。
 - 三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において(一)三〇デシベル(基地局と通信を行う陸上移動局(中継を行うものに限る。)の無線設備にあつては、(二)三三デシベル)(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。
 - 四 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

5 5 7 (略)

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 一般的条件

イ・ロ (略)

ハ 一の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ (略)

二 (略)

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、二〇ワット以下(チャネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては四〇ワット以下)であること。

二 送信空中線の絶対利得は、~~一七デシベル~~以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

3 第一項の陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、~~四デシベル~~以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

4～7 (略)

ハ 一の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること

~~(送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局により通信系を構成する場合を除く。)~~

ニ (略)

二 (略)

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、二〇ワット以下(チャネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては四〇ワット以下)であること。

二 送信空中線の絶対利得は、~~一五デシベル~~以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

3 第一項の陸上移動局(中継を行うものを除く。)の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、~~一五デシベル~~以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

4～7 (略)